



消費生活
トラブル情報

中古車の売却トラブル
～買取金額を減額される！？～



相談事例

中古で購入した車を売却するために、複数の買取業者に見積もり依頼をした。

査定後、一番高い金額を提示した業者と契約し車を引き渡したが「検査で事故車と判断されたので、買取金額を引き下げたい」と連絡があった。



事故したことはなく、購入時にも事故歴はないと聞いているので、納得できない。

アドバイス

✓ 査定して契約した後に、修復歴や事故歴を理由に契約の解除や減額を求められても応じなくてよい

※修復歴や事故歴は必ず査定時に申告すること！

✓ 車の売却はクーリングオフできない！

✓ キャンセル料金や支払い条件などを事前に確認！
契約書の内容や代金の受け渡し方法についても事前に確認しておこう

参考：国民生活センター「車売る際は要注意！中古車の売却トラブル」

困ったときの消費者ホットライン「188番」ご案内の流れ

※相談窓口につながった時点から、通話料金のご負担が発生します(相談は無料です)

〒(郵便番号)が 分かる ① → 〒〇〇〇-〇〇〇〇(7桁)を入力
分からない ② → 地域を選択(固定電話の場合のみ)
音声案内に従って番号を入力(お住まいの地域を確認するための音声案内が流れます)

▶ お住まいの地域の相談窓口
または
山口県消費生活センター等

注意情報

新紙幣発行に伴うトラブル



「旧紙幣は使えない」「新紙幣と交換する」
「その新紙幣は偽物だ」

もしもこんな話をされたら…

詐欺を疑う！！



- 新紙幣が発行されても、旧紙幣は使用できる
- 金融機関や行政機関が交換を求めることはない
- あやしいと感じたらすぐに警察に相談しよう

参考：国民生活センター「新紙幣発行に伴うトラブルにご注意ください」

お知らせ

「わたしの消費のSDGs」
フォトコンテストを開催中！



人や環境にやさしいエシカル消費などのSDGsの取り組みについて
写真を投稿したり、いいな！と思った写真に投票して、消費のSDGs
を広めていきましょう！

<募集期間>

R6年7月1日(月)～9月30日(月)

<参加資格>

県内に居住又は通勤・通学されている方



▲詳しくは▲
特設Webページを
ご覧ください。

山口県消費生活センター 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL:083-924-0999 (相談) /083-924-2421 (消費者教育) FAX:083-923-3407

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30 (入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は
事前にご連絡ください